官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二九）　一
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三六五、三六六）　二
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務四三五）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一七三〇、一七三一）　六
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一七三二）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二二五）　六
○道路に関する件（中部地方整備局九九）　六
〔国会事項〕
内閣　六
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（青森労働局最低賃金公示二・三、秋田同四、山形同三・四、静岡同二・三、島根同五、愛媛同四）　七
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　七
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一三五～一三八）　八
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一三九、一四〇）　八
日本国に帰化を許可する件（同一四一）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三七
会社その他

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第二十九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十九日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
一　（略）	
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	
償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分六厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分八厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分一厘

改正前	
一　（略）	
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	
償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分一厘

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分六厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分八厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分五毛
十七年を超え三十五年以下	年二分一厘

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分五毛
十八年を超え三十五年以下	年二分一厘

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第三百六十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十九日

総務大臣　林　芳正

一　名　　称　派遣海賊対処行動支援隊

二　国外派遣期間　令和七年十一月二十日から令和八年十一月十九日まで

三　派遣人数（概数）　百三十人程度

四　派　遣　地　域　ジブチ共和国

○総務省告示第三百六十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十九日

総務大臣　林　芳正

一　名　　称　派遣海賊対処行動航空隊

二　国外派遣期間　令和七年十一月二十日から令和八年十一月十九日まで

三　派遣人数（概数）　固定翼哨戒機Ｐ－３Ｃを派遣している間においては六十人程度、固定翼哨戒機Ｐ－１を派遣している間においては五十人程度

四　派　遣　地　域　ジブチ共和国

○外務省告示第四百三十五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第二号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年十一月十九日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和七年十一月四日
発行年月日　平成二十七年十一月十八日
旅券番号　ＴＲ五一七四二九四

○農林水産省告示第千七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

１　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

２　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町大字大志字笹畑一五〇七の三、字家ノ向九六三の一、九六三の二三、大字横田字戸板山二六九三の一、二六九七、字大曽根二七一七、大字水沼字沢東一三六五の一から一三六五の四まで、一四〇五の二、字沢西一〇一〇の乙、一一三〇の三、一一三〇の四、字羽根沢三六二三の四、三六二三の二一、三六二三の二五から三六二三の三一まで、三六二三の三九から三六二三の四八まで、三六三三から三六三八まで、三六四三、三六四六から三六四九まで、三六五三の一五から三六五三の二五まで、三六五七、三六五八、三六六〇、三六六五の一から三六六五の三まで、三六六九から三六七四まで、三六七五の一、三六七五の三、大字小栗山字大松一二六六の八、一二六六の一八、一二六六の一九、一二八〇の一、一二八〇の三、一三五九の三、一三五九の四、一三六〇の五、一三六五の一、一三六五の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹畑一五〇七の三、字家ノ向九六三の一、九六三の二三、字沢東一三六五の一から一三六五の四まで、一四〇五の二、字沢西一〇一〇の乙、一一三〇の三、一一三〇の四、字羽根沢三六二三の二一、三六二三の四二、三六六五の一、三六六五の二、字大松一二六六の八、一二八〇の一、字岩下六五七の八、六五七の一三、六六二の一、六六二の三、六六二の九、六六二の一一、六六二の一三、六六三、字芳穂沢七三〇の二、七三〇の九、七七四、七八八の一、七八八の四、字赤岩一八一の二、一八一の三五、一八九の一五、一八九の一六、字上ノ久保一三八三、一三八六の一、字沖根原一三四六、一三五五、一三五九の一、一三六〇の一、一三六〇の四、一三六〇の五、一三六五の一、一三六五の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町大字大塩字土倉三六四〇から三六四四まで、三七六五の一、五三一九、五三一〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十一月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31440号 令和７年11月19日	Actinidia Lindl.	ZES006	30	Zespri Group Limited 400 Maunganui Road, Mount Maunganui South, New Zealand	平成28年9月29日
第31441号 令和７年11月19日	Dianthus caryophyllus L.	SAKCAR114	25	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番１号	令和４年12月22日
第31442号 令和７年11月19日	〃	いちごデザートキャンディー	〃	雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号	令和５年１月17日
第31443号 令和７年11月19日	〃	エルモ	〃	〃	〃
第31444号 令和７年11月19日	〃	ノウル	〃	〃	〃
第31445号 令和７年11月19日	Dianthus L.	KIG0586	〃	Koder Innovation GmbH Hohenweg 11, 73489 Jagstzell, Germany	令和５年２月９日
第31446号 令和７年11月19日	〃	KIG0590	〃	〃	〃
第31447号 令和７年11月19日	Ficus carica L.	励広台（れいこうだい）1号	30	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 広島県広島市中区基町10番52号	令和２年３月11日

第31448号 令和７年11月19日	Fragaria L.	古雪（こゆき）	25	大村佳伊人 奈良県奈良市西登美ヶ丘二丁目13番16号	令和３年11月24日
第31449号 令和７年11月19日	〃	MS1615-01	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 三好アグリテック株式会社 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181番地10	令和３年９月16日
第31450号 令和７年11月19日	Ilex vomitoria Sol. ex Aiton	八剱枝垂れ（やつるぎしだ）	30	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通１番地	平成31年３月14日
第31451号 令和７年11月19日	Lactuca sativa L.	TLE595	25	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	令和４年７月26日
第31452号 令和７年11月19日	〃	TEXLE2113	〃	〃	〃
第31453号 令和７年11月19日	〃	TEXLE205511	〃	〃	〃
第31454号 令和７年11月19日	〃	TEXLE205530	〃	〃	〃
第31455号 令和７年11月19日	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	秋山A-101号（あきやまごう）	〃	株式会社秋山種菌研究所 山梨県甲府市高畑一丁目５番13号	令和６年８月６日
第31456号 令和７年11月19日	〃	秋山A-151号（あきやまごう）	〃	〃	〃
第31457号 令和７年11月19日	〃	KS32	〃	株式会社かつらぎ産業 和歌山県橋本市高野口町向島123番地の１	令和６年12月５日
第31458号 令和７年11月19日	Leontopodium nivale (Ten.) Hand.-Mazz.	Berghman	〃	Herman D.M.L. Berghman Gentsestheenweg 229 BE-1730 Asse, Belgium	令和元年８月30日
第31459号 令和７年11月19日	Pleurotus cystidiosus subsp. abalonus	山梨ノワールシャンピニ　1号（やまなしごう）	〃	山梨県 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号	平成28年12月15日
第31460号 令和７年11月19日	Prunus persica (L.) Batsch	きぼうの光（ひかり）	30	高橋忠吉 福島県伊達市月舘町御代田字馬場13	令和４年３月30日
第31461号 令和７年11月19日	〃	涼味（りょうみ）	〃	〃	〃
第31462号 令和７年11月19日	〃	よこせ	〃	公益社団法人山梨県果樹園芸会 山梨県山梨市江曽原1204	令和４年７月４日
第31463号 令和７年11月19日	〃	岡山PEH10号（おかやまごう）	〃	岡山県 岡山県岡山市北区内山下二丁目４番６号	令和４年７月26日
第31464号 令和７年11月19日	Pyrus L.	清戸（きよと）	〃	田中茂 千葉県白井市けやき台２丁目１番地３号207号室	令和４年６月20日
第31465号 令和７年11月19日	Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	新碧（しんみどり）	〃	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町４番地１	令和３年９月16日
第31466号 令和７年11月19日	Sarcandra glabra (Thunb.) Nakai	東天赤（とうてんせき）	〃	本間俊介 愛知県西尾市羽塚町稲荷山16番地	平成30年５月21日

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31440号 令和７年11月19日	Actinidia Lindl.	ZES006	Zespri Group Limited 400 Maunganui Road, Mount Maunganui South, New Zealand	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外

					に対して苗をするびに終外以的を収輸行する制限の国種出す及国し最費目もって輸物を出為をする。当該目的のし輸行当対消の
第31441号 令和７年11月19日	Dianthus caryophyllus L.	SAKCAR114	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	〃	〃
第31447号 令和７年11月19日	Ficus carica L.	励広台(れいこうだい)1号(ごう)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 広島県 広島県広島市中区基町10番52号	〃	〃
第31449号 令和７年11月19日	Fragaria L.	MS1615-01	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 三好アグリテック株式会社 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181番地10	〃	〃
第31450号 令和７年11月19日	Ilex vomitoria Sol. ex Aiton	八剣枝垂(やつるぎしだ)れ	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通１番地	〃	〃
第31455号 令和７年11月19日	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	秋山(あきやま)A-101号(ごう)	株式会社秋山種菌研究所 山梨県甲府市高畑一丁目５番13号	〃	〃
第31456号 令和７年11月19日	〃	秋山(あきやま)A-151号(ごう)	〃	〃	〃
第31457号 令和７年11月19日	〃	KS32	株式会社かつらぎ産業 和歌山県橋本市高野口町向島123番地の１	〃	〃
第31458号 令和７年11月19日	Leontopodium nivale (Ten.) Hand.-Mazz.	Berghman	Herman D.M.L. Berghman Gentsestheenweg 229 BE-1730 Asse, Belgium	〃	〃
第31459号 令和７年11月19日	Pleurotus cystidiosus subsp. abalonus	山梨(やまなし)ノワールシャンピニ　1号(ごう)	山梨県 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号	〃	〃
第31462号 令和７年11月19日	Prunus persica (L.) Batsch	よこせ	公益社団法人山梨県果樹園芸会 山梨県山梨市江曽原1204	〃	〃
第31463号 令和７年11月19日	〃	岡山(おかやま)PEH10号(ごう)	岡山県 岡山県岡山市北区内山下二丁目４番６号	〃	〃
第31465号 令和７年11月19日	Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	新碧(しんみどり)	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町４番地１	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31462号 令和７年11月19日	Prunus persica (L.) Batsch	よこせ	公益社団法人山梨県果樹園芸会 山梨県山梨市江曽原1204	山梨県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第31463号 令和７年11月19日	〃	岡山(おかやま)PEH10号(ごう)	岡山県 岡山県岡山市北区内山下二丁目４番６号	岡山県	〃
第31465号 令和７年11月19日	Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai	新碧(しんみどり)	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町４番地１	新潟県	〃

○関東地方整備局告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十九日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 指定する道路の部分

区間　幅員　延長

千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通一三四番二地先から同町松崎字溝前通一一六番一地先まで　七三・一六～一五一・六五　メートル　〇・〇八七　キロメートル

(四) 指定する期日　令和七年十一月十九日

○中部地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十九日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

三重県北牟婁郡紀北町古里字ヲマワキ一三三一番一五から同町古里字ヲマワキ一三三一番一三まで　前　三一・四九～三九・三五　メートル　〇・〇二二　キロメートル

三重県度会郡大紀町阿曽字白倉二一〇七番二地内　後　三二・五二～四五・〇二　〇・〇二二

前　一一・〇一～二〇・五三　〇・〇二九

後　一一・六三～二三・〇八　〇・〇二九

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

食料品の消費税ゼロ化に係る「ＰＯＳレジシステム改修」を巡る説明の真偽に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

不登校児童生徒支援に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

教員による盗撮・わいせつ事件の多発に伴う学校安全対策に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

衆議院における比例代表のみを対象とする定数削減の是非に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

質問書転送

十一月十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

埼玉高速鉄道線の延伸に関する質問主意書

夜行列車の振興に関する質問主意書

創作者主義の理念に基づく著作者の権利保護の在り方に関する質問主意書

ＡＩを自然言語で律することの限界に関する質問主意書

火葬場の経営・管理に関する指導監督等に関する質問主意書

医療研究や医薬品研究・開発における患者参画（ＰＰＩ）に関する質問主意書

介護職による医療的ケア行為の範囲拡大に関する質問主意書

中国の大使級総領事による我が国への脅迫とペルソナノングラータ通告に関する質問主意書

中国当局による学問の自由の侵害に関する質問主意書

アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ）における「ホームタウン」認定に関するタンザニア及びナイジェリア政府等の公表内容に関する質問主意書

カウンターインテリジェンス推進のための再任用拡大に関する質問主意書

がん精密検査受診率向上に関する質問主意書

身近な地域で子どもを産める環境を守るための分娩施設維持策に関する質問主意書

歯科健診の義務化に関する質問主意書

同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する再質問主意書

参議院

質問主意書提出

十一月十七日議員から次の質問主意書が提出された。

木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレイに関する質問主意書（青木愛提出）（第四〇号）

オスプレイを含めた防衛装備品のプロジェクト管理に関する質問主意書（青木愛提出）（第四一号）

今後の木更津駐屯地における日米オスプレイの共通整備基盤に関する質問主意書（青木愛提出）（第四二号）

小泉防衛大臣の記者会見における「整理」発言に関する質問主意書（青木愛提出）（第四三号）

質問主意書転送

十一月十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

大阪・関西万博の海外パビリオンの解体に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三四号）

いじめを行った児童生徒に対するスクールカウンセラー等による適切な支援の必要性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三五号）

特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三六号）

存立危機事態及び重要影響事態における空港・港湾に係る大臣の指示に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三七号）

特定利用空港・港湾に係る経費等に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三八号）

東京二十三区の高額な火葬料金に関する質問主意書（山添拓提出）（第三九号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十一月十三日）

環境大臣　石原　宏高

気候変動に関する国際連合枠組条約第三十回締約国会議日本政府代表を命ずる

京都議定書第二十回締約国会合日本政府代表を命ずる

パリ協定第七回締約国会合日本政府代表を命ずる期間は令和七年十二月五日までとする（十一月十四日）

○法務大臣臨時代理

国務大臣　小野田紀美

法務大臣平口洋海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十一月十五日）

○法務大臣臨時代理解職

国務大臣　小野田紀美

法務大臣平口洋帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十一月十六日）

○環境大臣臨時代理

国務大臣　鈴木　憲和

環境大臣石原宏高海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　鈴木　憲和

内閣府特命担当大臣石原宏高海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる（以上十一月十七日）

（厚生労働省大臣官房審議官（医療保険担当）厚生労働事務官　熊木　正人

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（厚生労働省大臣官房審議官（総合政策担当）厚生労働事務官　巽　慎一

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上十一月十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ラトビア共和国建国記念日につき、十一月十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から八月八日エクアドル大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月二十一日御答信があつた。

天皇陛下から九月十九日アルメニア大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月五日御答信があつた。

官庁報告

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県鉄鋼業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

青森労働局長　角井　伸一

第４号中「１時間1,045円」を「１時間1,109円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

青森労働局長　角井　伸一

第４号中「１時間968円」を「１時間1,045円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月21日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

秋田労働局長　山本　博之

第４号中「１時間958円」を「１時間1,032円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月31日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

山形労働局長　島田　博和

第４号中「１時間996円」を「１時間1,055円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月23日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

山形労働局長　島田　博和

第４号中「１時間1,012円」を「１時間1,070円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月23日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

静岡労働局長　國分　一行

第４号中「１時間1,057円」を「１時間1,117円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月21日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

静岡労働局長　國分　一行

第４号中「１時間1,073円」を「１時間1,133円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月21日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第４号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

島根労働局長　岩見　浩史

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域　島根県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は整理の業務

ロ　手作業による運搬の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間1,134円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

愛媛労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

愛媛労働局長　常盤　剛史

第４号中「１時間1,070円」を「１時間1,136円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年11月18日をもって満了した。

令和７年11月19日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一
人事院北海道事務局第二課長　立野　雅彦
人事院東北事務局第二課長　藤谷　康之
人事院関東事務局第二課長　善家　俊介
人事院中部事務局第二課長　川上　洋司
人事院近畿事務局第二課長　宇賀　二郎
人事院中国事務局第二課長　山下　宣英
人事院四国事務局第二課長　田村　倫生
人事院九州事務局第二課長　小野　一敏
人事院沖縄事務所調査課長　穀田　　聡

記

2024年刑務官採用試験

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年11月18日をもって満了した。

令和７年11月19日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

2024年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）
2024年度入国警備官採用試験
2024年度海上保安学校学生採用試験（一般課程区分、管制課程区分、海洋科学課程区分）

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０７７号
東京都葛飾区東新小岩４丁目16番12号
清算株式会社　高千穂急送株式会社
代表清算人　鶴田　琴美（江尻琴美）
１　決定年月日　令和７年11月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１号
新潟県佐渡市北狄1561番地
清算株式会社　株式会社Ａｃｒｏｓｓ　Ｔｈｅ　Ｓｅａ
代表清算人　菊地　祐一
１　決定年月日　令和７年11月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所佐渡支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０２８号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社ライチョウ
１　決定年月日　令和７年11月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０４３号
東京都中野区松が丘２丁目19番11号
清算株式会社　興和サイン株式会社
１　決定年月日　令和７年11月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０４７号
東京都渋谷区桜丘町１番２号渋谷サクラステージセントラルビル11階
清算株式会社　飯綱東高原観光開発株式会社
１　決定年月日　令和７年11月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第６号
静岡県浜松市中央区大久保町1509番地
清算株式会社　日星アスカ開発株式会社
１　決定年月日　令和７年11月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和７年（ヒ）第１号
熊本県天草市亀場町亀川132番地１
清算株式会社　天草権現ファーム株式会社
１　決定年月日　令和７年11月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所天草支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第７号
北海道帯広市西４条南１丁目18番地１
清算株式会社　見浦電材株式会社
代表清算人　岩田　圭只
１　決定年月日　令和７年11月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に関する弁済
一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　調整条項
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本の割合に応じて弁済する。
この場合において、協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
釧路地方裁判所帯広支部

令和７年（ヒ）第１００９号

名古屋市南区石元町３丁目41番地
清算株式会社　株式会社中村製作所
代表清算人　中村　信夫

1　決定年月日　令和７年11月５日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　本協定において、協定債権のうち基準日令和７年８月５日までに発生した債権を「一般債権」、同月６日以降に発生した利息及び遅延損害金債権を「基準日後利息等」という。

2　清算株式会社は、協定債権者中村信夫及び中村邦子を除く各協定債権者（以下「本件各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヵ月以内に、資産換価代金から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、一般債権額の10.6490584360％の金員を弁済する。ただし、一般債権に弁済率を乗じて生じる１円未満の端数は、いったん切り捨て、弁済原資に達するまで端数が大きい順に１円未満を切り上げる。

3　協定に基づく弁済は、本件各協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、清算株式会社が負担する。

4　本件各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、一般債権額から弁済額を控除した残額及び基準日後利息等の全額につき、その債務を免除する。

5　協定債権者中村信夫及び中村邦子は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。

6　第２項の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件各協定債権者が第４項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十九日

掲載頁　二頁

令和七年十一月十九日

埼玉県八潮市大字西袋九七番地

（甲）株式会社ＹＤＢＬ

代表取締役　藤田　賢

埼玉県八潮市大字西袋九七番地

（乙）八木段ボール株式会社

代表取締役　八木　敏也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月三日

掲載頁　八十七頁（号外第二十一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月二十九日

掲載頁　一一一頁（号外第十七号）

令和七年十一月十九日

東京都港区東新橋一丁目九番一号東京汐留ビルディング一四Ｆ

（甲）Siemens Gamesa Renewable Energy株式会社

代表取締役　ケイト・ラッセル・ジョン

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（乙）シーメンス・エナジー株式会社

代表取締役　ケイト・ラッセル・ジョン

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.toppan.com/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二七九頁（号外第一四八号）

（丙）https://www.digital.toppan.com/

令和七年十一月十九日

東京都台東区台東一丁目五番一号

（甲）ＴＯＰＰＡＮ株式会社

代表取締役社長　大矢　諭

東京都港区東新橋一丁目七番三号

（乙）ＴＯＰＰＡＮエッジ株式会社

代表取締役社長　齊藤　昌典

東京都台東区台東一丁目五番一号

（丙）ＴＯＰＰＡＮデジタル株式会社

代表取締役社長　坂井　和則

合併公告

左記会社のうち乙、丙、丁、戊、己及び庚は合併して、乙は丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継して存続し、丙、丁、戊、己及び庚は解散することにいたしました（第一合併）。

また、第一合併の効力発生を条件として、左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（第二合併）。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）（丙）（己）（庚）ともに

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇三号）

（丁）（戊）ともに

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　五十八頁（号外第一〇三号）

令和七年十一月十九日

東京都新宿区四谷四丁目二八番八号ＰＡＬＴビル

（甲）株式会社ＢｕｙＳｅｌｌ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ

代表取締役　岩田　匡平

大阪市中央区安土町三丁目五番一三号

（乙）レクストホールディングス株式会社

代表取締役　小栗　拓也

大阪市中央区安土町三丁目五番一三号

（丙）株式会社レクストシェアードサービス

代表取締役　小栗　拓也

大阪市中央区安土町三丁目五番一三号

（丁）株式会社ＩＺＡ

代表取締役　田岡　達也

大阪市中央区安土町三丁目五番一三号

（戊）株式会社レクストカスタマーサービス

代表取締役　冨田　考宏

大阪市東成区中本三丁目一〇番六号

（己）株式会社レクストロジスティクス

代表取締役　井上　彰

大阪市中央区安土町三丁目五番一三号

（庚）株式会社レクストラボ

代表取締役　日髙　翔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十九日

掲載頁　一五二頁（号外第二一一号）

令和七年十一月十九日

東京都新宿区新宿四丁目一番六号

（甲）セイコーエプソン株式会社

代表取締役　**吉**田　潤吉

東京都新宿区新宿四丁目一番六号

（乙）オリエント時計株式会社

代表取締役　金澤　宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十二日

掲載頁　五十八頁（号外第二四九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十二日

掲載頁　五十九頁（号外第二四九号）

令和七年十一月十九日

東京都渋谷区神南一丁目二一番三号

（甲）青井不動産株式会社

代表取締役　青井　秀樹

東京都新宿区西新宿一丁目一四番六号

（乙）三青興業株式会社

代表取締役　青井忠三郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

神奈川県横浜市西区楠町四―三藤和横浜西口ハイタウン九一〇号室

（甲）ベイエステート合同会社

代表社員　髙木　誠司

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

（乙）スリーサークル合同会社

代表社員　髙木　誠司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一及び乙二の権利義務全部を承継して存続し乙一及び乙二は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://weeds-publicnotice.com

（乙一）https://weeds-publicnotice.com

（乙二）https://weeds-publicnotice.com

令和七年十一月十九日

大阪府茨木市西駅前町一三番二五号

（甲）株式会社ウィーズ

代表取締役　塩月　清和

名古屋市東区泉二丁目二六番二号

（乙一）メディカル８株式会社

代表取締役　塩月　清和

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目五番一〇号九階Ｃ室

（乙二）株式会社センターエステート

代表取締役　藤田　裕之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月八日

掲載頁　九十六頁（号外第二〇二号）

計算書類の公告義務はありません。

（乙）

令和七年十一月十九日

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見三七二八番地の一

（甲）株式会社かつら木材商店

代表取締役　髙木　靖

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見一七〇四番地

（乙）有限会社きのくに林産加工

代表取締役　髙木　靖

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十八日

掲載頁　三頁

（乙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十八日

掲載頁　三頁

（丙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十八日

掲載頁　三頁

（丁）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月十八日

掲載頁　三頁

令和七年十一月十九日

長崎県佐世保市南風崎町四四九番地

（甲）株式会社ホテルローレライ

代表取締役　山本　俊祐

長崎県佐世保市上京町三番二号

（乙）株式会社ナカムラホテルズ

代表取締役　山本　俊祐

長崎県佐世保市上京町三番二号

（丙）株式会社セントラルホテル佐世保

代表取締役　山本　俊祐

長崎県松浦市志佐町浦免一七八二番地一

（丁）株式会社松浦シティホテル

代表取締役　山本　俊祐

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＬＯＧＩＣプロパティ（住所、大阪府堺市北区百舌鳥梅町三丁三五番地三八）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十九日

大阪府堺市中区深井畑山町二五〇三番地二

有限会社ＬＯＧＩＣ

代表取締役　樫原　剛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

東京都荒川区東日暮里三丁目二八番五―一〇六号ＣｒｙｓｔａｌＢｕｉｌｄｉｎｇ Ｎｏａｈ’ｓ Ａｒｋ合同会社

代表社員　李　新　梅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

東京都中央区勝どき三丁目三番一三号

東海レースマネジメント合同会社

代表社員　山脇　大輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

東京都港区海岸三丁目二一―九ＡＬＢＡ二〇三　Ｆｏｒｃｅ　Ａｇｅｎｔ合同会社

代表社員　若月　修平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することといたしました。

組織変更後の商号はＦｅｒｎ株式会社とします。

効力発生日は令和七年十二月二十五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十二月十八日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

東京都目黒区碑文谷二丁目一一番六号

コエロ合同会社

代表社員　肥後橋優斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社松山企画とします。効力発生日は令和七年十二月二十二日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十一月十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

神奈川県川崎市宮前区鷺沼四丁目三番地一三

合同会社松山

代表社員　松山　茂雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ヨシダホールディングスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

石川県小松市上小松町丙七二番地一

合同会社ヨシダ

代表社員　ヨシダ自動車株式会社

職務執行者　吉田晋太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

京都市下京区新町通り下ル四条町三六六番地　四条敷島ビル一階三号室

ＴＡＸＮＥＴ関西合同会社

代表社員　渡辺　真一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ネクストステージとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

大阪市阿倍野区帝塚山一丁目一〇番三二―三〇四号　合同会社ネクストステージ

代表社員　坪倉　丈子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

大阪市浪速区大国三丁目八番一八号エレガント光ビル三〇一　合同会社Ｍ＆Ｋ

代表社員　大塚　牧

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

島根県益田市遠田町二四〇六番地一

合同会社Ｍａｐｌｅ　ｄａｙ

代表社員　安達　雄基

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

北九州市八幡西区割子川二丁目一七―三〇

Ｐａｒｋｉｎｇｂｎｂ合同会社

代表社員　ビタリー　ペンテゴブ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十九日

佐賀市蓮池町大字蓮池三一五番地一

合同会社かがやき

代表社員　堤　信彰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百七万三千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月四日

掲載頁　二頁

令和七年十一月十九日

埼玉県上尾市領家山下一二一〇番地一

株式会社多賀製作所

代表取締役　多賀　正展

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百二十九億三千五百七十八万六千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　五十九頁（号外第一六四号）

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス一七階

株式会社ＡＰ８１ホールディングス

代表取締役　印東　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千九十万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月八日

掲載頁　一六五頁（号外第一〇二号）

令和七年十一月十九日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二三番一三号

南新宿ＪＥＢＬ四Ｆ　ステラーフォース株式会社

代表取締役　有村　政高

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千六百十三万四千二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十九日

掲載頁　五十五頁（号外第二四〇号）

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号虎ノ門ヒルズビジネスタワー一五階

Ｒｅｂｏｏｔ株式会社

代表取締役　フィリップ・リウ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年11月19日

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

株式会社ＢＴ

代表取締役　西脇　大介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年９月５日

掲載頁　五十七頁（号外第二〇一号）

令和７年11月19日

東京都千代田区神田神保町一丁目二八番地一

株式会社プロパックホールディングス

代表取締役　坂本兼司郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年11月19日

東京都渋谷区渋谷一―三―一八ビラ・モデルナＡ四〇二　株式会社ＮＧＴＧ１４

代表取締役　新居　英一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三百九十五万九千六百七十二円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年９月26日

掲載頁　二頁

令和７年11月19日

神奈川県横浜市神奈川区恵比須町一番地

澁澤ＡＢＣビルディング一号館

ミナリスアドバンストセラピーズ株式会社

代表取締役　坂東　博人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月19日

新潟県上越市吉川区東田中一八七番地二

合同会社ファームみなもと

代表社員　中村　昭一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千五百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年11月19日

名古屋市中区錦一丁目五番一一号

コムコホールディングス株式会社

代表取締役　田沼　正幸

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億九千三百五十一万九千四百七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和７年11月19日

北海道松前郡福島町字三岳七三番地の一

中塚ホールディングス株式会社

代表取締役　中塚　徹朗

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年６月二十六日

掲載頁　七十五頁（号外第一四四号）

令和７年11月19日

栃木県栃木市大宮町二三八八番地

ジーケーエヌ・ドライブライン・栃木ホールディングス株式会社

代表取締役　アンソニー・ベル

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十二億一千八百八十二万四千七百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和７年十二月十九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年５月９日

掲載頁　六十頁（号外第一〇三号）

令和７年11月19日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

クラスター株式会社

代表取締役　加藤　直人

準備金の額の減少公告

当社は、令和７年12月二十四日を効力発生日とする野中貿易株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年11月12日

掲載頁　五十六頁（号外第二四九号）

令和７年11月12日

横浜市中区太田町四丁目四六番地

野中貿易株式会社

代表取締役　野中　英樹

準備金の額の減少公告

当社は、令和７年12月二十四日を効力発生日とする株式会社ノナカとの株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年11月12日

掲載頁　五十六頁（号外第二四九号）

令和７年11月19日

横浜市中区太田町四丁目四六番地

野中貿易株式会社

代表取締役　野中　英樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年３月二十四日

掲載頁　四十二頁（号外第六十一号）

令和７年11月19日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

グラビティゲームアライズ株式会社

代表取締役　北村　佳紀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月三十一日現在の資本金一億三千五百万三円及び資本準備金十億千五百十二万八千四百十五円のうち、資本金四千五百万三円及び資本準備金三億七千八百七十一万二千三百十八円を減少し、減少後の資本金及び資本準備金の額を、それぞれ、九千万円及び六億三千六百四十一万六千九十七円とすることにいたしました。

また、新株予約権の全部又は一部が令和七年十一月一日から令和七年十二月二十五日までの期間に行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を、九千万円とすることにいたしました。なお、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本準備金については、減少しないこととします。効力発生日は令和七年十二月二十六日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年４月十六日

掲載頁　四十八頁（号外第八十六号）

令和７年11月19日

東京都文京区向丘二丁目三番一〇号

株式会社ＰＲＯＶＩＧＡＴＥ

代表取締役　関水　康伸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十八億千二百十七万五千六百二十円、資本準備金の額を十八億千二百十七万五千六百二十円減少し、それぞれ一億円とすることにいたしました。

また、令和七年十一月二十日から令和七年十二月三十日までの日を払込期日とする募集株式の発行があった場合には、資本金の額を当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分合わせて減少することにし、資本準備金の額を当該募集株式の発行により増加する資本準備金の額と同額分合わせて減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十六日

掲載頁　四十四頁（号外第八十六号）

令和七年十一月十九日

東京都品川区西品川一丁目一番一号住友不動産大崎ガーデンタワー九階

ペガサス・テック・ホールディングス株式会社

代表取締役　エムディー・アニス・ウッザマン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九十九億円、資本準備金の額を九十九億七千五百万円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年十二月二十五日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一一一頁（号外第七十二号）

令和七年十一月十九日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

協和発酵バイオ株式会社

代表取締役　深田　浩司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千万円減少し、減少した金額全額を資本準備金とすることにいたしました。

また、当社は資本準備金の額を二十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　七十九頁（号外第二三四号）

令和七年十一月十九日

東京都中央区日本橋本町三丁目一一番五号

ソニア・セラピューティクス株式会社

代表取締役　佐藤　亨

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十九万八千八百十六円、資本準備金の額を九億六百九十三万八千二百三十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　九十一頁（号外第一〇八号）

令和七年十一月十九日

東京都品川区大崎一丁目二番二号

ファインディ株式会社

代表取締役　山田裕一朗

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億千百八十二万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました（以下「本減資」といいます）。

また、当社は、本減資の効力発生を条件として、資本準備金の額を二十七億千四百八十四万千二百十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.shippio.io/

令和七年十一月十九日

東京都港区芝浦一丁目一番一号

株式会社Ｓｈｉｐｐｉｏ

代表取締役　佐藤　孝徳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千五百万円、資本準備金の額を千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十九日

東京都荒川区西尾久二丁目二六番三号吉美ハイツ

有限会社吉野保産

取締役　吉野　栄一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円、資本準備金の額を一億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　六十六頁（号外第六十九号）

令和七年十一月十九日

京都市下京区中堂寺南町一三四番地

株式会社糖鎖工学研究所

代表取締役　朝井　洋明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十九日

東京都渋谷区南平台町一丁目一〇番いちご南平台ビル六階　ＮＳカンパニー株式会社

代表取締役　中居　英治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十億五千九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s08574-9qen5/

令和七年十一月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｎｅｗ　Ｂｒｉｄｇｅ特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/tokyo_residential_tmk

令和七年十一月十九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　東京レジデンシャル特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億六千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/tokyo_residential2_tmk

令和七年十一月十九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　東京レジデンシャル2特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/tokyo_residential3_tmk

令和七年十一月十九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　東京レジデンシャル３特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百五十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　七十二頁（号外第九十四号）

令和七年十一月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｚｅｎｉｔｈ特定目的会社

取締役　**鄭**　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00031

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジーテン・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00031

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジーテン・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00031

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジーテン・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00048

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・ツクバ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00045

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・アカイシ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00056

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・アマギ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00058

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・キリシマ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00042

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・シオミ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00052

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・ダイセン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六十億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和七年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

訂正公告

令和七年十一月五日（号外第二四四号）掲載の準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「代表取締役　坪口　榮二」とあるは「代表取締役　坪口　弘樹」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月十九日

静岡県御殿場市竈字長田一二番地の一

株式会社つぼぐちフードサービス

代表取締役　坪口　弘樹

取消公告

令和七年十月十五日掲載の左記会社に係る合併公告は取消します。

令和七年十一月十九日

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

（甲）ＳＢテクノロジー株式会社

代表取締役　阿多　親市

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

（乙）リデン株式会社

代表取締役　上原　郁磨